

# (別紙1)5G及びBWAの高度化等に向けた省令・告示の改正

## 概要

- 情報通信審議会答申(令和2年3月)に基づく、4Gで使用されている周波数帯への5Gの導入及び5Gと互換性のあるBWA方式の導入に向けた電波法施行規則等の一部改正案を踏まえ、電気通信事業報告規則や端末設備等に関連する告示の改正を予定
- 令和2年7月18日(土)～8月21日(金)の間で意見募集を実施

## 主な改正点

- 電気通信事業報告規則の一部改正
  - ① 5Gの定義に、周波数分割複数方式を使用する5Gの技術基準(無線設備規則第49条の6の13)に適合する無線設備を用いて提供する携帯電話・PHSサービスを追加【第1条第2項第13号】
  - ② 仮想移動電気通信サービスの定義に、5Gと互換性のあるBWAの技術基準(無線設備規則第49条の629の2)に適合する無線設備を用いて利用される電気通信役務を追加【第1条第2号第19号】
- 端末設備等に関連する告示の一部改正
  - ① 利用者からの接続の請求を拒めない端末設備に、新設される無線設備を使用する端末設備を追加  
・端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件【二7、15】
  - ② 端末設備の接続の技術基準に、新設される無線設備を使用する端末設備の電気的条件等を追加  
・インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件【別表第五号 第4の2、第6の2】  
・インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件【第二】
  - ③ その他関係告示の整備

# 改正の対象となる省令及び告示並びにその根拠法令条項

	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
(1)	電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第166条
(2)	平成6年郵政省告示第72号(端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件)の一部を改正する告示案	電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第31条
(3)	平成16年総務省告示第99号(端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件)の一部を改正する告示案	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)別表第1号2
(4)	平成23年総務省告示第87号(インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件)の一部を改正する告示案	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第34条の8(同令第36条において読み替えて準用する場合を含む。)
(5)	平成25年総務省告示第147号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件)の一部を改正する告示案	端末設備等規則第32条の25(同令第36条において読み替えて準用する場合を含む。)
(6)	平成31年総務省告示第30号(インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件)の一部を改正する告示案	端末設備等規則第32条の12から第32条の15まで及び第32条の17(これらの規定を同令第36条において読み替えて準用する場合を含む。)